

○神河町地域農業再生協議会規約

(平成 23 年 4 月 26 日 制定)

改正 平成 25 年 4 月 22 日地域農業再生協議会規約第 1 号 平成 26 年 4 月 16 日地域農業再生協議会規約第 1 号
平成 27 年 3 月 10 日地域農業再生協議会規約第 1 号 平成 28 年 4 月 18 日地域農業再生協議会規約第 1 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 会員等(第 5 条・第 6 条)
- 第 3 章 役員等(第 7 条—第 12 条)
- 第 4 章 総会(第 13 条—第 19 条)
- 第 5 章 事務局等(第 20 条—第 22 条)
- 第 6 章 会計(第 23 条—第 29 条)
- 第 7 章 地域協議会規約の変更(第 30 条・第 31 条)
- 第 8 章 雑則(第 32 条)
- 附則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この協議会は、神河町地域農業再生協議会(以下「地域協議会」という。)という。

(区域)

第 2 条 地域協議会の区域は、神河町とする。

(目的)

第 3 条 地域協議会は、経営所得安定対策等の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進及び地域農業の振興を目的とする。この他、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 地域協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 経営所得安定対策等の推進に関すること。
- (2) 経営所得安定対策等推進事業に関すること。
- (3) 水田活用の直接支払交付金の実施に関すること。
- (4) 担い手の育成・確保、耕作放棄地対策及び農地の利用集積に関すること。
- (5) 国が実施する緊急経済対策のうち当協議会の目的を達成するために必要なこと。
- (6) この他、地域農業を振興するために必要なこと。

第 2 章 会員等

(地域協議会の会員)

第 5 条 地域協議会は、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 神河町
- (2) 神河町農会長協議会
- (3) 兵庫西農業協同組合
- (4) 神河町農業委員会
- (5) 中播農業共済事務組合
- (6) 近畿農政局姫路地域センター
- (7) 姫路農業改良普及センター
- (8) 集落営農組織 代表者
- (9) 農地利用集積円滑化団体

(届出)

第6条 会員は、その氏名及び住所(会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく地域協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 地域協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長2名
 - (3) 監事2名
- 2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は会務を総理し、地域協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 地域協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、3年とする。

- 2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(仕事満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、仕事満了又は辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第11条 地域協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合においては、協議会は、その総会の開催の日の15日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。
- (役員報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 地域協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長が行う。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。
- 3 会議の開催にあたっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定する場合を除き出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定・変更に関する事。
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関する事。
- (4) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関する事
- (5) その他地域協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 地域協議会規約の変更
- (2) 地域協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催前までに地域協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を地域協議会に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。

4 議事録は、第20条第1項の事務所に備え付けておかななければならない。

第5章 事務局等

(事務局)

第20条 地域協議会の業務を円滑に行うため、兵庫県神崎郡神河町寺前64番地に事務局を置く。

- 2 地域協議会は業務の適正な執行のため事務局長を置く。
- 3 事務局長は、会長が任命する。
- 4 事務局長は、業務を総括して会務を処理する。
- 5 事務局長は、神河町地域農業再生協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者並びに神河町地域農業再生協議会事務処理及び文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者を兼務することができる。

(業務の執行)

第21条 地域協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 会計処理規程
- (2) 事務処理及び文書取扱規程
- (3) 公印取扱規程
- (4) 内部監査実施規程

(書類及び帳簿の備付け)

第22条 地域協議会は、第20条第1項の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 地域協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名、住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条の各号の規程に基づく書類及び帳簿

第6章 会計

(事業年度)

第23条 地域協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(資金)

第24条 地域協議会の資金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金に係る兵庫県、兵庫県農業活性化協議会(以下「県協議会」という。)又は神河町からの助成金等
- (2) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る県協議会からの助成金等
- (3) 国が実施する緊急経済対策のうち当協議会の目的を達成するために必要な助成金等
- (4) その他の収入

(資金の取扱い)

第25条 地域協議会の資金の取扱方法は会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第26条 地域協議会の事務に要する経費は、第24条各号の資金からの収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第27条 地域協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第28条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長は、その監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第20条第1項の事務局に備え付けておかなければならない。

(報告)

第29条 会長は、第27条に掲げる書類及び前条1項各号に掲げる書類について、総会の議決を得た後、県に提出しなければならない。

第7章 地域協議会規約の変更

(届出)

第30条 この規約及び第21条各号に掲げる規程に変更があった場合は、地域協議会は、遅滞なく県に(第24条第2号の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、同条第3号の大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金に係る県協議会からの助成金、同条第4号の攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金に係る県協議会からの助成金を受けている場合は、併せて県協議会に)届け出なければならない。

第31条 地域協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て地域協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第8章 雑則

(細則)

第32条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程及びこの規約に定めるもののほか、地域協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 23 年 4 月 26 日から施行する。
- 2 地域協議会は、本協議会に移管した神河町地域水田農業推進協議会の権利及び義務を承継する。
- 3 地域協議会は、本協議会に統合することを目的として解散した神河町担い手育成支援協議会の権利及び義務を承継する。
- 4 地域協議会の設立当初の役員を選任については、第 7 条第 2 項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず平成 26 年 4 月 30 日までとする。
- 5 地域協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第 29 条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 6 地域協議会の設立初年度の会計年度については、第 25 条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から当該年度の 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 25 年 4 月 22 日地域農業再生協議会規約第 1 号)

この規約は、平成 25 年 4 月 22 日から施行する。なお、この規約における経営所得安定対策に係る事業については、平成 25 年度国予算成立の日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 16 日地域農業再生協議会規約第 1 号)

この規約は、公布の日から施行し、改正後の神河町地域農業再生協議会規約の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 3 月 10 日地域農業再生協議会規約第 1 号)

この規約は、公布の日から施行し、平成 27 年 2 月 13 日から適用する。

附 則(一年一月一日地域農業再生協議会規約第一号)

この規約は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。